

第2回犯罪被害者等支援条例検討委員会 議事録

日時：令和7年10月9日（木）

午前10時00分から

場所：刈谷市役所 603会室

【出席】

大塚委員、福谷委員、青木委員、神谷委員、高田委員

※委員全員出席により、会議は成立

【事務局（くらし安心課）】

石川課長、内田課長補佐兼市民相談係長、大谷主事

【公開・非公開の別】

公開（傍聴人なし）

【議事概要】

議事

1 会議の公開について

- ・事務局より説明

2 刈谷市犯罪被害者等支援条例（案）について

- ・事務局より、資料に基づき第1回委員会からの変更点を中心に説明

【主な意見】

<第17条>

委 員：『誘発した時』という文言は、具体性が欠けているため、解釈が難しい。この条文はない方がよい。

『誘発した時』という文言の犯罪被害者等自身の理解次第では、相談を躊躇し支援を受けられない結果を招く可能性があることが懸念されるため、この条文はない方がよい。

『誘発した時』『社会通念上適切かどうか』を判断するに際に、被害者や関係者の心理的負担や不快感を生む可能性（二次被害）があるため、慎重な対応が求められる。市は、判断基準を明確にし、状況を適切に判断し、柔軟に対応することが期待される。

全国的に条文を確認すると、当該条文を定めていない自治体も一定割合存在している。

『暴力団に所属していること』を支援を行わぬことができる条件にはしていないケースも多い。

要綱で対象を制限する場合は、当該条文は不要であると考える。

事務局：委員のご意見を踏まえ、条例と要綱の定義範囲を整理するとともに、考え方を整理しながら当該条文の要否、表現を再検討します。

3 刈谷市犯罪被害者等支援業務（案）について

- ・事務局より、資料に基づき今後追加する支援業務を中心に説明

【質疑応答・意見】

委 員：民間の賃貸住宅への優先入居、敷金や家賃の補助をしてもらえると助かる。

4 今後の予定について

- ・事務局より説明